

## 埼玉県医療的ケア児支援センター等あり方検討会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県の医療的ケア児支援センターの設置等について検討を行う埼玉県医療的ケア児支援センター等あり方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第14条第1項に掲げる業務を行うために指定する埼玉県医療的ケア児支援センター（以下「センター」という。）の設置に関すること
- (2) センター業務の内容及び関係機関との連携に関すること
- (3) その他医療的ケア児及びその家族に対する支援に関すること

(組織)

第3条 検討会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会議に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は会務を統括し、検討会議を代表する。
- 4 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

(会議)

第4条 検討会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は検討会議の議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員は、事情により検討会議に出席できないときは、事前に書面で意見を提出することができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、前条に規定する者以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 検討会議は、半数以上の委員が出席しなければならない。

(会議の公開)

第5条 検討会議の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の2分の1以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第6条 検討会議の委員及び委員であった者は、非公開とした場合の案件について知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、障害者支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

別表 委員

|                      |
|----------------------|
| 障害児福祉に関する学識経験者       |
| 埼玉県医師会が推薦する者         |
| 小児在宅医療に従事する者         |
| 埼玉県看護協会が推薦する者        |
| 障害福祉事業に従事する者         |
| 埼玉県保育協議会が推薦する者       |
| 当事者団体                |
| 埼玉県特別支援学校校長会が推薦する者   |
| 医療的ケア児支援に係る協議の場設置市町村 |
| 保健所副所長               |